

# 現代語訳 御手洗町町用覚

(表紙)

自分化十二年 亥年

至文政6年

町用覚

壺番 豊町郡御手洗町

文政6年、豊町役場所蔵

御手洗の開關について

御手洗という地名は、菅原道真（管公）がこの地の井水で手を洗ったことに由来するとも言われています。また、神功皇后がここで手を洗ったという説もあります。これらの説はいずれも信じられています。

安永年間（1772-1781年頃）に、90歳になる山岡の藤兵衛と岩志屋四郎兵衛という二人の老人の話から伝わっています。彼らが話す時代は延宝（1673-1681年）、天和（1681-1684年）、貞享（1684-1688年）の頃で、この湊（港）には多くの船が来ていました。最初に大長（別の地域）から人々が家を移し、その後近島地方の人々が集まってきて、この町は繁栄しました。特に安永の末期（1781年頃）までには、竈（かまど）の数がわずか200を超えるほどでしたが、文化10年（1813年）を過ぎる頃には、およそ400戸の家がある市街地となりました。しかし、古い記録は残っておらず、この概要は高齢者の話から記録されています。

前に七郎大明神と呼ばれていた宇津神社について 宇津神社は、氏神として大長地区にあります。祭礼は以前から大長の地で行われていましたが、御手洗での祭りは享保年間（1716-1736年）から始まりました。特に祭日は8月13日で、陸地での神興（神事）を行い、14日には市中での御幸（神興行列）があります。同じ夜に大長へ戻るというのが慣例でした。その後、宝暦年間（1751-1764年）には船での祭りとなり、安永7年、8年（1778-1779年）頃からは6月4日と5日に行われるようになりました。

荒神社は昔から久比ノ洲の荒神として知られ、この浦輪（地域）で最も古い神社の一つです。元々は万舟寺の裏門の上にありましたが、享和年間（1801-1804年）に沖の浜新地、現在の場所へ移されました。

蛭子神社は、豊前国（現在の福岡県小倉）から元文・寛保年間（1736-1744年）にここに鎮座しました。当初は仮の小さな神社でしたが、この浦輪を守り、市中を繁昌させました。人々の尽力で宝暦年間（1751-1764年）に現在の社殿が建てられました。祭日は9月9日と10日に定められています。登り降りの舟が逆風に遭った時、この湊で日数を過ごす際には、この神社で順風を祈ります。特に小倉の船人がいないと、順風も得られないと言われていています。そのため、願い事をする際には、そのしるしも特にないと伝えられています。

弁天社は以前は本川の上にある小さな神社でした。風雨のためにいつしか朽ち果て、長年にわたりその跡地も分からなくなっていました。しかし、柴屋礼次という信心深い人が材木を寄付し、湊屋甚六という工匠をはじめとする地元の人々が協力して、文化年間（1804-1818年）の始めに再建されました。今はその場所に神社があります。

万舟寺は、この地が開かれてからの観音堂で、広陵真言宗明星院の末寺です。本尊は十一面観世音です。三原屋徳左衛門という人が持っていた内仏でしたが、徳左衛門の家から夜な夜な奇妙な光が現れるのを見て、この里の人々が調べた結果、観音の尊像からの光明と判明しました。そのため、俗家で持つことを避け、万舟寺の本尊として奉ったとされます。厨子は明星院から送られたもので、鷹の羽の御紋があるとのこと。元文年間（1736-1741年）から住職が変わり、直心法師の世代が建物を建設したとされ、公式には観音堂と呼ばれていますが、安永年間（1772-1781年）に密尊上人の世代で明星院の支援を受け、南朝山満舟寺の両号を免許されました。地主は新屋先祖です。鐘つき堂の下の菜園場は町の一部で、地床料として毎年の税を万舟寺が受け取ることになっています。

登光寺は裕円法師によって開基され、正徳・享保年間（1711-1736年）に建立されました。裕円法師は宮盛荘巖寺の門徒で、前新屋の隠居でした。そのため、宮盤村真宗荘巖寺の末寺掛所です。本尊は以前は小さかったが、現在の本尊は伊与人から預かったもので、行基作とされる長身の仏像です。前の本尊は中本寺荘巖寺に移され、現在の本尊が正面に安置されました。しかし、寛政年間（1789-1801年）に伊与人が本尊を取り戻そうと頻繁に要求しましたが、市中の人々が協力してその要求を断りました。その結果、寛政・享和年間（1789-1804年）から法儀が繁昌し、多くの施主が寄付しました。

沖の塗や外菜園場は町の地です。宝暦・明和年間（1751-1772年）には、堀の下の石垣が道として使われていましたが、野分の高潮時には通行が困難でした。現在の菜園場は真砂原であり、万舟寺出切の小路から愛宕町の出切までが一円に築調ひされています。特に登光寺は、地床料の問題で等閑にされていました。

久比の隠居所は、文化年間（1804-1818年）の初めに、久比村称名寺の隠居が長い病のためにここへ療養のために来た場所です。この隠居所は、小林洞垣という医師の願いにより、養生中の仮住まいとして設けられました。

芝居小屋は、延享・寛延年間（1744-1751年）から毎年春秋に免許を受けていました。以前の敷地は登光寺が移転する際に使用され、その際に大和屋久右衛門という人が筆頭として名前を挙げ、その家屋敷を質に入れました。町方からの資金を借り入れ、この地の石垣などを整備し、寺地の境内として完成しました。しかし、登光寺が移転した後、何らかの咎めにより空敷になりました。その後、芝居小屋の免許を受け、そこに建設されましたが、天明年間（1781-1789年）の末に大風で倒れ、享和年間（1801-1804年）の初めに現在の小屋に建て替えられました。しかし、大和屋久右衛門からの借金の返済が困難で、名目上の所有となりました。芝居の請元として筆頭の人が預かる形となりました。

棧敷に関する記録では、芝居小屋の役棧敷は三つ引きのてうちんで来訪者に提供され、文化年間（1804-1818年）に広島からの出張の役人が使用するための棧敷が設けられました。また、安永年間（1772-1781年）に芝居小家で何らかの故障があった際、医者方の対応により、無料で一間を医者に貸し出すこととなりました。寺社筆頭の入込みに関しては、文化年間の初めに請元が合意した上で、無料での使用が認められました。特に方舟寺、登光寺、大長社司の筆頭者は、文化年間から札券なしで木戸を通ることが可能でした。

北部所のなかめは、宝暦年間（1751-1764年）に町方が金五両二で購入し、この地域の共有地となりました。地蔵尊は寄付者の名が刻まれた台石にあります。石垣は寛政年間（1789-1801年）に建設されたものです。前卓は真信信人から寄付されたもので、盗賊和尚として知られる泉州堺出身の教信法師が万舟寺で法談を行った際、法礼の余りで設けられたとされています。

明地は先年より無料で使用されていましたが、文化13年（1816年）に畝数を新たに定め、料金を定めて人別に貸し付けられるようになりました。この事は年番元の根帳に記載されています。

社倉蔵の脇の菜園場は長年にわたり無料で使用されていましたが、文化13年（1816年）の秋に地床料として貸し付けられるようになりました。これについては年番に記録があります。

若胡屋の元祖は権左衛門という人物で、広島中の棚で魚屋を営んでいましたが、何らかの理由で長州上ノ関に移住しました。享保年間（1716-1736年）から茶屋の子供たちを連れて船宿の商売を始めました。この湊に通い、商売を続けた結果、かつて肥前屋善六という人物に船宿を頼んでいましたが、次第にこの地域の住人となりました。しかし、今でも10ヶ月に一度上ノ関へ行き、若胡屋太吉という名前で往来しています。

（若胡屋は、上ノ関との関係を切ることに深い意図を持っていました。安永6年、7年（1777-1778年）頃、東田村の庄屋である弥一兵衛（後に原田屋弥兵衛という町人になる）と、村田屋彦三郎、石見屋清右衛門の二人を上ノ関へ派遣しました。彼らは様々な取り組みを行い、数日間滞在しましたが、滞在中に弥一兵衛が病気にかかり、その代わりに村庄屋の五作中屋五兵衛という平民の名前を使うことになりました。厚い介添えがあったものの、最終的には解決が困難になり、空敷（使われていない土地）に戻ることになりました。恐らくは、若胡屋から離れることになったようです。）

堺屋は、安芸郡蒲刈の茶屋でした。延享・寛延年間（1744-1751年）から若胡屋と同様に、比湊への船を使った後家商（寡婦が行う商売）を行っていました。陸上では蒲刈の出店建（出店を建てて住む）に住み、大節季（節分などの大事な季節）には蒲刈に戻り、正月年礼（新年の祝い）などのためにこの地へ来るのが古くからの習慣でした。亭主の伝蔵と栄介は、不仲になり難渋に陥り、最終的には一跡を引き払って引退しました。さらに困難に直面し、公的な借金が増え、蒲刈との繋がりを断ち切りました。寛政年間（1789-1801年）にこの地に正式に移り、本住居となりました。

今の藤屋は元々のいよや（家屋）でした。京藤屋正蔵という人物は、当地の服屋でしたが、借方の交代により再び立ち戻り、寛延年間（1748-1751年）に油屋源三という人物の支援で業務を再開しました。その後、源介という人が亭主となり、藤屋に改名しました。さらに後には、とんた屋平兵衛が世話人となりました。

海老屋は、宝暦年間（1751-1764年）に予州（現在の愛媛県）から住み始めたと聞かれます。元祖は市右衛門といういよ路（場所）の人物で、詳細は不明です。

八番組内では、廿日市屋嘉右衛門の裏に築出し（建築物の拡張）を行う儀式が行われ、外部との建築契約も存在しますが、これが必ずしも成立するわけではありません。ここで特に問題となるのは、船の荷物の積み下ろし場所が蛭子の社前であるということです。これにより、問屋方や他の難渋（困難）に関する事柄が生じます。廿日市屋嘉右衛門が享和年間（1801-1804年）の初めに示した築調（建築計画）については、特に建物が円滑に完成しないという事態が発生しました。

また、諸家の督（地域の監督者）が他国からの売り切り（販売）に関しては、証文（契約書）の面名（表記名）が他国人の直接の名前になることは避けるべきです。買受（購入）の際には、当村町の者から購入することが望ましく、領分内（領地内）での取引は特に注意を要します。

付属品としての質入れの儀式は、特別な事柄です。

- 町内の者が分散している場合は、裏家に住むことができます。15年間は表通りの宿替え（住居の変更）は行われません。
- 蛭子の鼻から白濁一本松までの間は約3町15間（約345m）です。
- ヘラ神崎と両島の間草料として、1年に40目（単位）ずつ大長地区へ参加する分があり、文化11年（1814年）に三笠屋へ預けられました。
- 小島中ノ島の枯木の売り払い割賦（分割払い）方法について、先年の御手洗分割当てについては一円も不正がなく、筆頭の町代勘兵衛が大長役方へ問い合わせました。その結果、年寄の柴屋兵藏殿と相談し、この枯木の売り払い割賦は大長権現社の普請（建設）に使われることになりました。御手洗には関与しないとの回答がありました。
- 小島中ノ島の松茸の運上（収益）は50目です。
- 三番組山岡藤屋新兵衛の居宅は、無願にて町分往来道と関連し、以前の往来道を家敷に取り込んで家造りを行いました。重要な普請の際には相談が必要です。
- 四番組樽屋平十郎の居宅は、両方の往来道に家が張り出しています。
- 五番組内の三蔵居宅と大長廿日年徳右衛門が持つ貸家2軒は、壁で分かれた往来の小路の幅にあり、家からたれる水は町分に落ちます。

大長宮本屋隆平の件は、元々加茂郡仁方村の住人でしたが、酒造りの商売を行うという願いで大長村への引越しを希望しています。この件について御手洗町方への障害がないかどうかを御役所で尋ねられた際、酒造りの商売だけであれば問題ないとの回答があり、住居の許可が下りました。ただし、他の商売については許可されていないとのことです。これは文化7年、8年（1804-1805年）の事案です。

近年、大長沖と友の両浦で町方住居を希望する者がいる場合、村方役中の任頼を受ける人物の見立てが行われ、町方への入帳が許可されることがあります。これら両浦での出入りや内浜の株については、余程の考慮が必要とされています。これらの件は村方においても一般的ではなく、特例のようなものです。このような事例では、子々孫々に至るまで当地に住む者は、役割や小役に関しても厳格に法則に従うよう求められています。今後も在役の人々はこの心得に従って行動することが求められます。

付記：

(町方への罷出(移動)を希望する場合、陸または浜のどちらの者であっても、その人物の見立てが不適切な者は使用しないよう断定することができます)

この文書の部分は、地域の集会や役割分担、水道の整備、および番人の勤務に関する詳細な規則や手続きについての記述です。以下はその現代語訳です。

判形(印鑑)の使用については、毎月役人や年行司筆頭、十人頭が集まる会議で、1番から10番までの人々に対して宿替えの依頼などの合意を取り交わします。御上(上位の役人)からの指示に従い、判形帳に従った法度や臨時の触書を読み、筆頭の順に判形を押します。病気や他行などで出席できない場合は、その月の担当に任せます。1年間印鑑を押さない者がいれば、その事情を調査し、判形を取り消すことができます。

付記：(宿替えに関して、移動を希望する家には、十人頭を通じてその組の受け方筆頭に願い出ること。問題がなければ、家の移動が許可されます。)

町内の水道清掃は、梅雨に備えて毎年3月末から4月にかけて行います。毎日2人ずつの役人が出動し、掃除を行います。

付記：(前年の地主や家主が清掃した場所については、その時期に地主や家主に通知します。)

寵見分(特別な監査)は、10月1日に役人や年行司筆頭、町代などが勤務します。

付記：(当日の朝、町中や裏路地の清掃を行い、隅々までチェックします。住人や無帳者の家も調査します。)

上番の勤務は、11月1日から翌年1月31日までです。

付記：（役人だけが勤務することが多いですが、必要に応じて年行司筆頭に通知します。夜間の当番は名代勤務が許されません。）

自身番（自分の番）の勤務については、その夜の番頭が加番、立番、湊番の者に通知し、1枚の札を渡します。3月、9月の期日と10月1日から2月末日までの札の数は、それぞれ30枚、35枚です。

付記：（11月1日から翌年1月31日までの上番勤務中、夜間の上番勤務者は夕方に名前を通知します。この通知はすべての番に一斉に伝えます。）